



# 佐賀県公報

平成17年  
11月16日  
(水曜日)  
第 12682号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (五五三・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (五五四・" ) 二
- 生活保護法に基づく指定施設機関の所在地の変更 (五五五・" ) 二
- 保安林予定森林 (五五六・森林整備課) 三
- 道路の区域の変更 (五五七・道路課) 三
- 道路の供用開始 (五五八・" ) 三
- 道路の区域の変更 (五五九・" ) 四
- 道路の供用開始 (五六〇・" ) 四
- 道路の区域の変更 (五六一・" ) 四
- 道路の供用開始 (五六二・" ) 四
- 新たに生じた土地の確認 (五六三・市町村課) 五
- 字の区域の変更 (五六四・" ) 五
- 新たに生じた土地の確認 (五六五・" ) 五
- 字の区域の変更 (五六六・" ) 五
- 新たに生じた土地の確認 (五六七・" ) 六
- 字の区域の変更 (五六八・" ) 六
- " (五六九・" ) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 九
- 佐賀東部地域森林計画の案及び佐賀西部地域森林計画を変更する (森林整備課) 一〇

### 監査委員事項

○監査結果の措置の公表

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 廃止医療機関

名称	所在地	廃止年月日
前山皮膚科	佐賀市神野東二丁目四番七号	平成一七・七・一六
江頭クリニク	佐賀郡川副町大字鹿江八六六番地	平成一七・七・一一
島田胃腸科外科	神埼郡三田川町大字吉田二九二五番地二	平成一七・四・三〇
恵比寿クリニク	佐賀郡諸富町大字為重一一五番地二	平成一七・八・一
永田産婦人科医院	佐賀市中の小路三番三十一号	平成一七・七・一
副島産婦人科医院	佐賀市松原四丁目六番三四号	"
さが駅前眼科	佐賀市神野東一丁目九番一八号	平成一七・八・一
篠田皮ふ科医院	武雄市武雄町大字昭和一一二番地	"
医療法人有吉医院	鳥栖市宿町一二四七番地四	平成一七・五・二六
薬師川脳神経外科クリニク	鳥栖市轟木町一五八五番地一	平成一七・八・一
飯盛内科	佐賀市多布施二丁目六番二四号	平成一七・九・一
グリーンクリニク	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	"
いのうえ内科クリニク	唐津市町田一丁目八番五号	"
ゆめ歯科・小児歯科	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	平成一七・七・一
ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江二丁目五番一八号	"

(公 告) 二〇

堤薬局	鳥栖市宿町一四〇一番地六	平成一七・六・八
溝上薬局鹿島スカイロ ド店	鹿島市大字高津原四二八八番地一	平成一七・八・一
あさひ薬局	佐賀市開成一丁目四番八号	"

二 変更医療機関

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
有限会社南佐賀調剤薬局	旧 佐賀市北川副町大字木原一八〇番地一九	新 佐賀市南佐賀二丁目一番一五号	平成二〇・一一・二
新 店 エイト薬局日の隈	神埼郡神埼町大字城原一二五六番地一		平成一六・七・一
旧 店 エイト薬局えぞえ			
新 店 医療法人社団如水 会みねクリニク	三養基郡みやき町大字市武一三三二番地九		平成一七・一・一
旧 店 医療法人社団如水 会佐藤医院			

●佐賀県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
前山皮膚科	佐賀市神野東三丁目七番一号	平成一七・七・一九
江頭クリニク	佐賀郡川副町大字鹿江九九〇番地一	平成一七・七・一一

恵比寿クリニク	佐賀郡諸富町大字為重一二五番地二	平成一七・八・一
医療法人卓悠会さが駅 前眼科	佐賀市神野東一丁目九番一八号	"
医療法人恕心会篠田皮 ふ科医院	武雄市武雄町大字昭和一二番地	"
ひかり医院	鳥栖市宿町一二四七番地四	"
医療法人社団敬愛会佐 賀記念病院	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番 地一	平成一七・五・一
医療法人笙船会飯盛内 科	佐賀市多布施二丁目六番二四号	平成一七・九・一
医療法人アールアンド エーグリーンクリニク ク	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	"
医療法人いのうえ内科 クリニク	唐津市町田一丁目八番五号	"
医療法人清仁会ゆめ歯 科・小児歯科	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	平成一七・七・一
かねだ歯科クリニク	三養基郡みやき町大字市武一二九〇 番地一	平成一七・八・一
ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江二丁目五番一三一一号	平成一七・七・一
堤薬局	鳥栖市宿町一四〇一番地六	平成一七・六・八
溝上薬局鹿島スカイロ ド店	鹿島市大字高津原四三二二番地二	平成一七・八・一
あさひ薬局開成店	佐賀市開成三丁目五番四二号	"
けんけん薬局	小城市小城町七二三番地一五	平成一七・七・一

●佐賀県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二の規定により、次のとおり指定施設機関から変更の届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
藤井整骨院	新	唐津市竹木場五〇四二番地一	旧	平成一七・三・一
		唐津市肥前町田野乙一三六九番地九		

●佐賀県告示第五百五十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字関屋字天神一一〇八の一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一番五地先から	佐賀市北川副町大字新郷字八田	後	三四・九	四九八・八
	佐賀市北川副町大字新郷字八田	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一番五地先から	前	七・三	
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一番五地先から	佐賀市北川副町大字新郷字八田	前	三六・二	四九一・四
	佐賀市北川副町大字新郷字八田	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一番五地先から	後	六・八	

●佐賀県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一番五地先から佐賀市北川副町大字新郷字八田五一九番地先まで	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 の別
佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地从先から 佐賀市北川副町大字新郷字八田分八〇五番一地从先まで	後	二〇・四 七・四
	前	四二・四 七・四
延 長 メートル	四五三・二	四五三・六

●佐賀県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地从先から 佐賀市北川副町大字新郷字八田分八〇五番一地从先まで	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 の別
武雄市橘町大字片白字片白八九四三番地先から 武雄市橘町大字片白字片白九三二一番一三地从先まで	後	三九・二 四・四
	前	一二・〇 四・三
延 長 メートル	八六六・二	八七五・六

●佐賀県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	武雄市橘町大字片白字片白八九四三番地先から 武雄市橘町大字片白字片白九三二番一三三番地先まで	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地	面積 (平方メートル)	備考
所 在 鎮西町加唐島字鼻連ラ三二一三六、三二一三六五から三二一三六七まで及び三二一六一七の地先	三七六・七九	公有水面埋立てのため

●佐賀県告示第五百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
鎮西町加唐島字鼻連ラ	鎮西町加唐島字鼻連ラ三二一三六、三二一三六五から三二一三六七まで及び三二一六一七の地先

●佐賀県告示第五百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地	面積 (平方メートル)	備考
所 在 肥前町大浦字西ノ田一二七七、一二八五、一二八五、一二八五及び一二八五六の地先並びに一二七七、一二八〇、一二八四から一二八四三まで及び一二八四三に接する道路及び護岸の地先	二、四一三・四一	
肥前町大浦字西ノ田一三四八、一三四九、一三四九、一三五二から一三五二まで、一三五二から一三五二まで及び一三五二に接する道路の地先	九八一・〇四	公有水面埋立てのため
肥前町満越字名切二、一九及び二〇に接する道路及び堤の地先	七〇八・九〇	
肥前町大浦字名切一四二四及び一四二五に接する道路の地先		

●佐賀県告示第五百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

り、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
肥前町大浦字西ノ田	肥前町大浦字西ノ田一 <sup>二七七</sup> 、一 <sup>二八五</sup> 、一 <sup>二八五</sup> 、一 <sup>二八五</sup> 及び一 <sup>二八五</sup> の地先並びに一 <sup>二七七</sup> 、一 <sup>二八〇</sup> 、一 <sup>二八四</sup> から一 <sup>二八四</sup> まで、一 <sup>三三八</sup> 、一 <sup>三三八</sup> 、一 <sup>三四九</sup> 、一 <sup>三四九</sup> 、一 <sup>三五一</sup> から一 <sup>三五一</sup> まで、一 <sup>三五一</sup> から一 <sup>三五二</sup> まで及び一 <sup>三五二</sup> に接する道路及び護岸の地先
肥前町大浦字名切	肥前町大浦字名切一 <sup>四二四</sup> 及び一 <sup>四二五</sup> に接する道路の地先
肥前町満越字名切	肥前町満越字名切一 <sup>一九</sup> 及び二 <sup>〇</sup> に接する道路及び堤の地先

●佐賀県告示第五百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地	面積 (平方メートル)	備考
所 在		
肥前町納所字サグメ丁一 <sup>四九七</sup> 、丁一 <sup>五五二</sup> 、丁一 <sup>五五二</sup> 及び丁一 <sup>五五二</sup> の地先	二〇八・七五	公有水面埋立てのため

●佐賀県告示第五百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

り、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
肥前町納所字サグメ	肥前町納所字サグメ丁一 <sup>四九七</sup> 、丁一 <sup>五五二</sup> 、丁一 <sup>五五二</sup> 及び丁一 <sup>五五二</sup> の地先

●佐賀県告示第五百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字東郷字一本松	大字今泉字屋敷内二 <sup>六〇〇</sup> 及び二 <sup>六〇一</sup> 大字東郷字三本松三 <sup>二四一</sup> 及び三 <sup>二四一</sup>
大字東郷字二本松	大字東郷字一本松二 <sup>九一四</sup> 、二 <sup>九五六</sup> 及び二 <sup>九五九</sup>
大字東郷字三本松	大字東郷字袋搦三 <sup>七七三</sup> 及び三 <sup>七七四</sup> 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字東郷字四本松	大字東郷字三本松三 <sup>二六〇</sup> 大字東郷字五本松三 <sup>五五五</sup> 大字東郷字袋搦三 <sup>七六九</sup> 、三 <sup>七七〇</sup> 、三 <sup>七七〇</sup> 、三 <sup>七七〇</sup> 及び三 <sup>七七二</sup>





大字今泉字網代	<p>四<sub>六</sub>、一二二四<sub>三</sub>、一二二五<sub>九</sub>、一二二五<sub>〇</sub>、一二二七<sub>三</sub>、一二二九<sub>八</sub>、一二二九<sub>九</sub>、一二二九<sub>三</sub>から一二二九<sub>二五</sub>まで、一二三〇<sub>二</sub>及び一二三〇<sub>三</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字伊ヶ代四 一四三二<sub>四</sub>、一四三二<sub>五</sub>、一四三三<sub>二</sub>から一四三三<sub>四</sub>まで、一四三三<sub>六</sub>、一四三三<sub>三</sub>、一四三三<sub>七</sub>から一四三七<sub>四</sub>まで、一四三八<sub>三</sub>から一四三八<sub>四</sub>まで、一四三九<sub>二</sub>から一四三九<sub>四</sub>まで、一四四〇<sub>三</sub>、一四四〇<sub>四</sub>、一四四〇<sub>五</sub>、一四四一<sub>三</sub>、一四四二<sub>三</sub>、一四四四<sub>三</sub>、一四四四<sub>四</sub>、一四四四<sub>五</sub>及び一四四五<sub>三</sub>から一四四五<sub>四</sub>まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字今泉字伊ヶ代三 一四四六<sub>三</sub>から一四四六<sub>四</sub>まで、一四五一<sub>三</sub>から一四五一<sub>四</sub>まで、一四五二<sub>三</sub>から一四五二<sub>四</sub>まで、一四五三<sub>三</sub>から一四五三<sub>四</sub>まで及び一四五五<sub>三</sub>から一四五五<sub>四</sub>まで並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字伊ヶ代二 一五九七<sub>三</sub>から一五九七<sub>四</sub>まで、一五九九<sub>一</sub>、一五九九<sub>二</sub>から一六〇〇<sub>四</sub>まで、一六〇二<sub>三</sub>から一六〇二<sub>六</sub>まで、一六〇三<sub>三</sub>、一六〇三<sub>四</sub>、一六〇四<sub>三</sub>及び一六〇六<sub>三</sub>から一六〇六<sub>六</sub>まで並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字伊ヶ代一 一六〇七<sub>三</sub>から一六〇七<sub>四</sub>まで、一六〇八<sub>三</sub>から一六〇八<sub>四</sub>まで、一六一〇<sub>三</sub>から一六一〇<sub>四</sub>まで、一六一二<sub>三</sub>から一六一二<sub>四</sub>まで及び一六七二<sub>三</sub>から一六七二<sub>四</sub>まで並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字東郷字二本柳二五一五<sub>三</sub>、二五一九<sub>二</sub>から二五一九<sub>四</sub>まで、二五二一<sub>二</sub>から二五二一<sub>四</sub>まで、二五二二<sub>三</sub>から二五二二<sub>五</sub>まで、二五二四<sub>三</sub>から二五二四<sub>五</sub>まで、二五二六<sub>三</sub>、二五二六<sub>六</sub>及び二五二六<sub>七</sub>から二五二六<sub>九</sub>まで並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字東郷字一本榎二五四一<sub>三</sub>、二五四一<sub>四</sub>、二五四二<sub>三</sub>、二五五三<sub>三</sub>、二五五七<sub>三</sub>、二五六六<sub>三</sub>、二五六六<sub>四</sub>、二五六七<sub>三</sub>、二五六九<sub>三</sub>、二五六九<sub>六</sub>、二五七二<sub>三</sub>及び二五七二<sub>六</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字網代三 二九二一<sub>三</sub>、二九二二<sub>四</sub>、二九二七<sub>三</sub>から二九二二<sub>〇</sub>まで、二九二三<sub>三</sub>、二九四七<sub>七</sub>から二九四七<sub>一</sub>まで及び二九五四<sub>四</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字網代四 二九六六<sub>三</sub>、二九六六<sub>四</sub>、二九六六<sub>五</sub>、三〇〇〇<sub>六</sub>、三〇〇〇<sub>七</sub>、三〇〇一<sub>二</sub>、三〇〇二<sub>〇</sub>、三〇〇二<sub>一</sub>から三〇〇二<sub>五</sub>まで、三〇〇四<sub>三</sub>、三〇六二<sub>三</sub>及び三〇六三<sub>三</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字今泉字網代六 四二六二<sub>三</sub>、四二六二<sub>四</sub>、四二六二<sub>七</sub>から四二六二<sub>一</sub></p>
大字馬洗字神辺	<p>二二八<sub>三</sub>、四二九<sub>三</sub>から四二九<sub>四</sub>まで及び四三〇<sub>三</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p>
大字馬洗字権納	<p>大字馬洗字権納七六五<sub>三</sub>、七六五<sub>四</sub>、七六六<sub>三</sub>、七六六<sub>四</sub>、七六七<sub>七</sub>、七六七<sub>三</sub>、七七二<sub>三</sub>、七七三<sub>三</sub>、七七三<sub>四</sub>、七七八<sub>四</sub>、七八四<sub>三</sub>、七八四<sub>四</sub>、七八五<sub>三</sub>、八〇四<sub>三</sub>から八〇四<sub>四</sub>まで、八〇五<sub>三</sub>、八〇五<sub>七</sub>から八〇五<sub>四</sub>まで、八〇八<sub>三</sub>、八〇八<sub>五</sub>、八〇八<sub>六</sub>、八一五<sub>三</sub>、八一五<sub>四</sub>、八一六<sub>三</sub>、八一六<sub>四</sub>、八一七<sub>三</sub>、八一八<sub>三</sub>、八一八<sub>四</sub>、八一九<sub>四</sub>、八一九<sub>六</sub>から八一九<sub>八</sub>まで、八二二<sub>三</sub>、八二八<sub>三</sub>、八二八<sub>五</sub>、八三三<sub>三</sub>及び八三三<sub>四</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
大字馬洗字馬田	<p>大字馬洗字神辺八八六<sub>三</sub>、八八六<sub>六</sub>、八八七<sub>三</sub>、八九〇<sub>四</sub>、八九二<sub>四</sub>から八九二<sub>七</sub>まで及び一一六六<sub>五</sub></p> <p>大字今泉字四本松二二五一<sub>一</sub>から二二五<sub>四</sub>まで、二二五五<sub>三</sub>、二二三〇<sub>八</sub>、二二三二<sub>四</sub>、二二三二<sub>四</sub>から二二三二<sub>六</sub>まで、二二三二<sub>五</sub>及び二二三二<sub>五</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字馬洗字神辺八九二<sub>二</sub>、八九四<sub>三</sub>、八九七<sub>三</sub>、八九八<sub>三</sub>、八九九<sub>三</sub>、九〇六<sub>三</sub>、九〇六<sub>四</sub>、九〇六<sub>六</sub>、九〇八<sub>三</sub>、九一一<sub>三</sub>、九二五<sub>三</sub>、九二六<sub>三</sub>、九二七<sub>三</sub>、九二八<sub>三</sub>、九二九<sub>三</sub>、九二九<sub>四</sub>、九三三<sub>三</sub>、九三四<sub>三</sub>、九三四<sub>四</sub>、九三九<sub>三</sub>、九四〇<sub>三</sub>、九四九<sub>三</sub>、九五〇<sub>五</sub>から九五〇<sub>七</sub>まで及び九五二<sub>三</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p>
大字大渡字岡崎	<p>大字大渡字一本柳一一八<sub>三</sub>、一二〇<sub>三</sub>、一二二<sub>三</sub>、一二三<sub>三</sub>、一二四<sub>三</sub>、一二四<sub>四</sub>、一二六<sub>三</sub>、一二七<sub>三</sub>、一二七<sub>四</sub>、一二七<sub>五</sub>、一二八<sub>三</sub>から一二八<sub>四</sub>まで、一二九<sub>三</sub>、一二九<sub>四</sub>、一三〇<sub>三</sub>、一三一<sub>一</sub>、一三二<sub>三</sub>、一三二<sub>四</sub>、一三三<sub>三</sub>、一三八<sub>三</sub>、一三八<sub>四</sub>、一八九<sub>一</sub>、一八九<sub>三</sub>、一九〇<sub>一</sub>、一九一<sub>三</sub>、一九二<sub>三</sub>、一九二<sub>四</sub>、一九二<sub>五</sub>、一九三<sub>三</sub>、一九三五<sub>一</sub>、一九三六<sub>一</sub>、一九六<sub>三</sub>、一九六<sub>五</sub>から一九六<sub>七</sub>まで、一九七<sub>一</sub>、一九八<sub>三</sub>、一九九<sub>三</sub>から一九九<sub>五</sub>まで、二〇三<sub>四</sub>及び二〇三<sub>六</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字大渡字六本松五五〇<sub>三</sub>、五五〇<sub>五</sub>、五五一<sub>三</sub>、五五一<sub>四</sub>、五五二<sub>三</sub>、五五二<sub>四</sub>、五五二<sub>六</sub>、五五三<sub>三</sub>、五五三<sub>四</sub>、五五四<sub>三</sub>、五五四<sub>四</sub>、五五四<sub>五</sub>、五五五<sub>三</sub>、五五五<sub>四</sub>、五五五<sub>五</sub>、五五七<sub>三</sub>、五五七<sub>五</sub>、五五七<sub>六</sub>、五五九<sub>三</sub>、五五九<sub>五</sub>、五五九<sub>七</sub>から五五九<sub>九</sub>まで、五六一一<sub>三</sub>、五六一<sub>四</sub>、五六三<sub>三</sub>、五六三<sub>五</sub>、五六五<sub>三</sub>、五六五<sub>四</sub>から五六五<sub>八</sub>まで、五六七<sub>三</sub>、五六七<sub>五</sub>、五六八<sub>三</sub>、五六八<sub>四</sub>及び五六八<sub>五</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p>



<p>大字大渡字下四本松</p>	<p>大字大渡字下三本松</p>	<p>大字大渡字キ九本松</p>	<p>大字大渡字喜佐木</p>
<p>大字大渡字小通三ノ角九〇〇<sup>三</sup>、九〇四<sup>九</sup>から九〇四<sup>二</sup>まで、 九一二<sup>三</sup>、九一二<sup>五</sup>、九一二<sup>三</sup>、九一二<sup>五</sup>、九一四<sup>三</sup>、九一四<sup>四</sup>、九 一四<sup>九</sup>、九一四<sup>〇</sup>、九二〇<sup>三</sup>、九二〇<sup>四</sup>、九二〇<sup>九</sup>、九二〇<sup>〇</sup>、九 二二<sup>二</sup>、九二二<sup>五</sup>、九二二<sup>三</sup>、九二二<sup>五</sup>、九二二<sup>三</sup>、九二二<sup>五</sup>、九二</p>	<p>大字大渡字下九本松七〇〇<sup>三</sup>、七〇〇<sup>四</sup>、七〇〇<sup>三</sup>、七〇〇<sup>四</sup>、 七〇四<sup>三</sup>、七〇四<sup>四</sup>、七〇五<sup>四</sup>から七〇五<sup>七</sup>まで、一一八四<sup>三</sup>から 一一八四<sup>六</sup>まで、一一八五<sup>三</sup>、一一八六<sup>三</sup>、一一八七<sup>三</sup>、一一八七<sup>五</sup>、 一一八七<sup>六</sup>、一一九五<sup>三</sup>、一一九五<sup>四</sup>、一一九七<sup>五</sup>から一一九七<sup>八</sup> まで、一一九九<sup>三</sup>、一一九九<sup>四</sup>、一二〇〇<sup>三</sup>及び一二〇〇<sup>四</sup>並びに これらに伴う道路の区域</p>	<p>大字大渡字九本松二五四<sup>六</sup>、二五六<sup>一</sup>、二五六<sup>二</sup>、二五 六<sup>三</sup>、二五六<sup>四</sup>、二五六<sup>五</sup>、二五七<sup>二</sup>、二五七<sup>九</sup>、二五 七<sup>三</sup>、二五七<sup>四</sup>、二五七<sup>五</sup>、二五八<sup>三</sup>、二五八<sup>四</sup>、二五 八<sup>四</sup>、二五八<sup>八</sup>、二六一<sup>五</sup>、二六一<sup>六</sup>、二六一<sup>八</sup>、二六 二<sup>〇</sup>、二六二<sup>五</sup>、二六二<sup>六</sup>、二六二<sup>七</sup>、二六二<sup>八</sup>、二六 二<sup>八</sup>、二六二<sup>九</sup>、二六三<sup>〇</sup>、二六三<sup>四</sup>、二六三<sup>一</sup>、二六 三<sup>二</sup>、二六三<sup>三</sup>、二六三<sup>四</sup>、二六三<sup>五</sup>、二六三<sup>六</sup>、二六 三<sup>七</sup>、二六三<sup>八</sup>、二六三<sup>九</sup>、二六三<sup>九</sup>、二六三<sup>九</sup>、二六 四<sup>〇</sup>及び二六四<sup>二</sup>並びにこれらに伴う道路、水路及び堤の区域</p>	<p>大字大渡字下一本松五七〇<sup>二</sup>並びにこれに伴う道路の区域 大字大渡字一本松一三九<sup>一</sup>、一三九<sup>四</sup>、一三九<sup>五</sup>、一三 九<sup>六</sup>、一三九<sup>六</sup>、一三九<sup>七</sup>、一三九<sup>七</sup>、一三九<sup>七</sup>、一三 九<sup>九</sup>、一三九<sup>九</sup>、一三九九<sup>七</sup>から一三九九<sup>〇</sup>まで、一四〇<sup>二</sup>、 一四〇<sup>二</sup>、一四〇<sup>二</sup>、一四〇<sup>三</sup>から一四〇<sup>三</sup>まで、一四〇<sup>四</sup> 四<sup>五</sup>から一四〇<sup>四</sup>まで及び一四二七<sup>三</sup>から一四二七<sup>四</sup>まで並びに これらに伴う道路の区域 大字大渡字八本松二四九<sup>一</sup>、二四九<sup>一</sup>、二四九<sup>二</sup>、二四 九<sup>二</sup>、二四九<sup>三</sup>、二四九<sup>三</sup>、二四九<sup>四</sup>、二四九<sup>四</sup>、二四 九<sup>五</sup>、二四九<sup>五</sup>、二五二<sup>三</sup>、二五二<sup>三</sup>、二五二<sup>三</sup>、二五 二<sup>四</sup>、又二五二<sup>四</sup>、二五二<sup>五</sup>、二五二<sup>五</sup>、二五二<sup>五</sup>、二 五二<sup>六</sup>、二五二<sup>六</sup>、二五二<sup>八</sup>、二五二<sup>八</sup>、二五二<sup>八</sup>、二 五二<sup>八</sup>、二五二<sup>九</sup>、二五二<sup>九</sup>、二五二<sup>九</sup>、二五二<sup>九</sup>、二 五三<sup>〇</sup>、二五三<sup>〇</sup>、二五三<sup>〇</sup>、二五三<sup>〇</sup>、二五三<sup>〇</sup>、二 五四<sup>一</sup>、二五四<sup>一</sup>、二五四<sup>一</sup>、二五四<sup>一</sup>、二五四<sup>二</sup>、二五四<sup>二</sup>から 二五四<sup>二</sup>まで、二五四<sup>三</sup>及び二五四<sup>三</sup>並びにこれらに伴う 道路及び水路の区域</p>

<p>大字大渡字下五本松</p>	<p>大字大渡字下七本松</p>	<p>大字大渡字下十本松</p>	<p>大字大渡字下十一本松</p>	<p>大字大渡字小通二ノ角</p>
<p>四<sup>三</sup>及び九二四並びにこれらに伴う道路、水路及び堤の区域</p>	<p>大字大渡字下六本松一〇四四<sup>二</sup>、一〇四五<sup>四</sup>、一〇四七<sup>二</sup>、一 〇四八<sup>二</sup>、一〇四九から一〇五一<sup>一</sup>まで、一〇五二<sup>二</sup>、一〇五二<sup>三</sup>、 一〇五三<sup>三</sup>から一〇五三<sup>三</sup>まで、一〇五五<sup>三</sup>、一〇五五<sup>三</sup>、一〇五 六及び一〇五八並びにこれらに伴う道路、水路及び堤の区域</p>	<p>大字大渡字下四本松九二八<sup>三</sup>から九二八<sup>五</sup>まで、九三〇<sup>三</sup>、九 三〇<sup>三</sup>、九三二<sup>三</sup>、九三二<sup>三</sup>、九三二<sup>三</sup>、九三二<sup>三</sup>、九四一<sup>三</sup>、九四 一<sup>三</sup>、九四三<sup>三</sup>及び九四三<sup>三</sup>並びにこれらに伴う道路の区域</p>	<p>大字大渡字下十一本松一三三三<sup>三</sup>、一三三三<sup>四</sup>及び一三三三<sup>三</sup> 大字大渡字下十本松一二五九<sup>二</sup>、一二五九<sup>五</sup>、一二九八<sup>三</sup>、一 二九八<sup>三</sup>及び一三〇〇<sup>一</sup> 大字大渡字下十二本松一三六四<sup>四</sup>から一三六四<sup>六</sup>まで、一三六 五<sup>三</sup>、一三六六<sup>一</sup>、一三六七<sup>一</sup>から一三六七<sup>三</sup>まで、一三六八<sup>三</sup>、一 三六八<sup>四</sup>、一三六九<sup>三</sup>、一三七二<sup>二</sup>、一三七三<sup>三</sup>、一三七三<sup>四</sup>、一 三七四<sup>三</sup>、一三七四<sup>三</sup>、一三七五<sup>三</sup>、一三七五<sup>四</sup>、一三七五<sup>六</sup>及び 一三七六<sup>三</sup>並びにこれらに伴う道路、水路及び堤の区域</p>	<p>大字大渡字小通三ノ角八八八<sup>三</sup>、八八九<sup>三</sup>、八九〇<sup>三</sup>、八九〇<sup>三</sup>、 八九一<sup>三</sup>、八九一<sup>三</sup>、八九九<sup>三</sup>から八九九<sup>四</sup>まで及び八九九<sup>四</sup>並び にこれらに伴う道路、水路及び堤の区域</p>

### ○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年11月16日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
武雄市武雄町大字富岡字五反田12521番、12522番、12529番、12530番 1 から12530番 3まで、12531番及び12532番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県福岡市中央区大手門三丁目3番14号

株式会社サンライソ福岡

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により佐賀東部地域森林計画を定め、同条第4項の規定により佐賀西部地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、佐賀県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成17年11月16日

佐賀県知事 古川 康

1 森林計画区の名称

(1) 佐賀東部地域森林計画区(佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼郡神埼町、東脊振村及び脊振村、三養基郡基山町、みやき町及び上峰町、杵島郡山内町、北方町、大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町)

(2) 佐賀西部地域森林計画区(唐津市、伊万里市、東松浦郡七山村及び玄海町並びに西松浦郡有田町及び西有田町)

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部森林整備課及び各農林事務所

3 縦覧期間

平成17年11月16日から平成17年12月15日まで

○ 留村啓直様

平成17年9月9日付け佐賀県公報号外で公告した定期監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年11月16日

佐賀県監査委員

監査対象機関	環境課
監査執行年月日	平成17年7月4日
(監査の結果) 職員手当等(時間外勤務手当)で追給を要するものがあつた。 13名分 199,555円	(措置の内容) 平成17年7月21日に追給をした。 今後は、適正な事務の執行に努める。
監査対象機関	警察本部会計課
監査執行年月日	平成17年8月4日
(監査の結果) 国庫補助金収入の調定で遅延しているものがあつた。 補助金名 警察活動費補助金 支払計画示達年月日 平成16年7月2日 調定年月日 平成17年1月27日 補助金額 44,461,000円	(措置の内容) 平成17年度は、国からの国庫補助金支払計画示達を確実に把握するとともにチェック体制を強化し、速やかに調定事務を行っている。 今後は、このようなことがないよう適正な事務の執行に努める。
監査対象機関	地域福祉課
監査執行年月日	平成17年7月7日
(監査の結果) 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 事業名 生活保護電算システム保守委託 契約日 平成16年4月1日 支出負担行為月 平成17年3月 契約額 1,570,800円	(措置の内容) 契約事務の迅速化を職員に徹底させ、平成17年度は業務執行計画に基づき、早期事務処理に努めている。 今後は、適正な事務の執行に努める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷